〔續日本紀三文武〕慶雲元年七月甲申朔、正四位下粟田朝臣眞人自唐國至、初至唐時、○中略唐人謂我使曰、亟聞海東有大倭國、謂之君子國、人民豐樂、禮義敦行、今看使人、儀容大淨、豈不信乎、語畢而去、

〔續日本後紀一仁明〕天長十年三月乙巳、天皇御紫宸殿、皇太子○恒貞始朝覲、拜舞昇殿、東宮采女羞饌、未及下箸、勅賜御衣、受之拜舞、早退、以當日須拜謁兩太上天皇也、于時皇太子春秋九齡矣、而其容儀禮數、如老成人、

〔續日本後紀九仁明〕承和七年七月庚辰、右大臣從二位皇太子傅藤原朝臣三守薨、○中略立性溫恭、兼明決斷、招引詩人、接杯促席、參朝之次、有一兩學徒、遇諸塗、必下馬而過之、以此當時著稱、

〔文德實錄八〕齊衡三年七月癸卯、權中納言兼左衛門督從二位藤原朝臣長良薨、長良贈太政大臣正一位冬嗣之長子也、志行高潔、寬仁有度、弘仁十三年爲內舍人、仁明天皇在儲宮時、晨昏侍坐、花時月夜、戲席射場、天皇每許以交敵之恩、長良逾修冠帶、不敢和狎、

〔大鏡三太政大臣實賴〕このおとゞ○藤原實賴はたゞひらのおとゞの一男におはします、○中略おのゝみやの南おもてには、御もとゞりはなちていでさせ給事なかりき、そのゆへは、いなりのすぎのあらはにみゆれば、明神御らんずらんに、いかでかなめげにてはいでんとの給はせて、いみじくつつしませ給に、をのづからおぼしわすれぬるおりは、御袖をかづかせ給てぞ、おどろきさはがせ給へる、

〔古今著聞集十九草木〕貞信公○藤原忠平なつめをあひしてまいりけり、式部卿親王の家によきなつめの木ありけり、其木をおろし枝にせられて、手づから身づから、花山院の北對のにしの妻戸の庭前にうへ給ひけり、是によりて其木左右なき名木にていまだ有、花山院太政大臣○藤原師實曾孫忠雅の三位の中將の時、法性寺殿○師實曾孫忠通攝政にて、六條坊門烏丸の御亭より、土御門內裏へまいらせ給ふには、近衛東洞院は便路なれば、もつとも此大路をこそとをらせ給べきに、いかにもよけさせ